

## 「<資産運用コンサルティングのポイント Vol.30～ 2016 年から開始の「ジュニア NISA」はどのような 制度なのか?～後篇～>」



株式会社 ZUU の冨田和成です。今回は、ジュニア NISA の基本的な制度を解説しました。実は、このジュニア NISA、現状の制度設計上、非課税枠を得ることができるのは 2023 年までとなっています。制度自体が 2023 年までという時限措置となっているため、非課税期間が終了してからの資金の受け皿が必要となります。今回は、この点に関してもう少し詳しく見ていきます。

### ■20 歳まで非課税で保有できる「継続管理勘定」

もし、制度が恒久化されれば、毎年新たに非課税枠が設けられるので、金融資産をロールオーバー(移管)することができるようになるでしょう。現状では 2019 年以降、5 年間の非課税投資期間が終了する前に制度が延長するかどうかは未定です。そうすると、制度終了後に無条件で課税口座に移管するとすれば 19 歳までの非課税メリットをフルに享受できない年齢層が現れ、子供の年齢によって不公平が生じることになります。

例えば、2016 年に 0 歳でジュニア NISA 口座を開設した人は、7 歳で新規の買付けが強制終了してしまうこととなります。この不公平を解消するために設けられたのが「継続管理勘定」です。ロールオーバー先が無くなった勘定から毎年 80 万円を限度に、引き継ぎ専門の継続管理勘定へ移管することが可能です。これにより、新規投資こそできませんが、20 歳まで非課税で保有し続けることが可能となります。継続管理勘定の運用期間は年齢次第になるので、1 年の場合もあれば、10 年の場合もあります。

また、仮に 80 万円で購入した投資信託が 100 万円に値上がりしていたとすると、80 万円は継続管理勘定でロールオーバーできますが、20 万円は課税口座に移管されることとなります。

### ■相続対策・教育資金準備としてジュニア NISA を活用する注意点

ジュニア NISA は贈与税の暦年贈与と組み合わせて行うことで、子や孫に効率的に資産移転を行うことができる相続対策の一面も持ち合わせています。年間 110 万円までなら贈与税がかからず、贈与において問題となる名義預金の問題もクリアできるため、相続対策や教育資金準備としてジュニア NISA を利用することは有効といえるでしょう。

しかしながら、ジュニア NISA は「投資」です。ジュニア NISA だけで教育資金を用意するのはリスクが大きいといえます。あくまで、学資保険などで準備をしたうえで、それに上乗せをするひとつの手段として検討するのがよいでしょう。繰り返しますが、利益に対する非課税メリットはおろか、贈与した資金を大きく減らすリスクがあることは押さえておきましょう。

>>更に資産運用に関する情報を見られたい方はこちら。

<http://www.nichizei.com/fpforum.html>

<著者プロフィール>

富田和成 株式会社ZUU 代表取締役社長兼CEO

[http://zuu.co.jp/company/ceo\\_message](http://zuu.co.jp/company/ceo_message)

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村証券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在、ビジネススクール（金融商品の組成、マーケット・企業分析、ポートフォリオ理論、オルタナティブ投資などを学ぶ）への留学やタイへの駐在などを経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。2013年3月に野村証券を退職し、「金融×IT」で時価総額100兆円を超える世界一の企業を創るべく、株式会社ZUUを設立。設立から約1年半で10種類の金融・経済関連メディアを立ち上げ、配信先含めて月間1,000万アクセスを超える日本最大級の金融・経済サイトへと成長させる。月間2万人を超える資産アドバイザーが訪問する専門サイトZUU Advisors Supportを運営するなど専門家向けのサービスも行っている。

参考：ZUU Advisors-Support： <http://support.zuoadvisors.com/>

：ZUU online： <http://zuuonline.com/>

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

#### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 企画開発部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488